

保発 0 3 1 4 第 3 号
平成 2 8 年 3 月 1 4 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日付け保発第 4 号）等により取り扱ってきたところであるが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の一部が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、健康保険の標準報酬月額等級の上限が見直されることに伴い、同通知の一部を改正し、同日から適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

2 の (1) のイ中「第 4 6 級」を「第 4 9 級」に、「1 2 4 万 5 , 0 0 0 円」を「1 4 1 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同エ中「第 4 7 級」を「第 5 0 級」に、「1 2 4 万 5 , 0 0 0 円」を「1 4 1 万 5 , 0 0 0 円」に、「第 4 6 級」を「第 4 9 級」に改める。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であつても、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定（以下「保険者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第29級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険<u>141万5,000円</u>以上又は厚生年金保険<u>63万5,000円</u>以上となつた場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が<u>141万5,000円</u>以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が<u>63万5,000円</u>以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第29級以下の標準報酬月額に該当することとなつた場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であつても、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定（以下「保険者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第46級又は厚生年金保険第29級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険<u>124万5,000円</u>以上又は厚生年金保険<u>63万5,000円</u>以上となつた場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第47級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が<u>124万5,000円</u>以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が<u>63万5,000円</u>以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第46級又は厚生年金保険第29級以下の標準報酬月額に該当することとなつた場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>